解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年四月二十日開催の社員総会決議ならびに平成二十七年九月二日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二日

東京都板橋区成増二丁目一〇番二二号一階

医療法人社団惠一会

清算人　安戸　幹人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月九日滋賀県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二日

滋賀県湖南市三雲五五六―二

医療法人菊田医院

代表清算人　菊田　匡

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年五月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二日

北海道美唄市西三条南一丁目一番一号

職業訓練法人美唄情報開発学園

清算人　髙橋　幹夫

解散公告（第三回）

当社は、平成十六年一月二十日大阪地方裁判所の破産宣告により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二日

大阪府東大阪市本町六番三号

利光建設株式会社

代表清算人　堀野　桂子

公益信託森安広島育英基金第二十九期決算公告

一、事業概要

信託契約第六条に掲げる事業として奨学生十三名に対し総額三五四万六千円の奨学金を給付した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	三四、四三四、八九九円
負債合計	〇円
正味信託財産	三四、四三四、八九九円

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託森安広島育英基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託タニタ健康体重基金第二十一期決算公告

一、事業概要

肥満の解消や適正体重の維持に関する研究および啓発、実践活動に対する助成として八名に総額六百万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	三八、〇四六、四六五円
負債合計	〇円
正味信託財産	三八、〇四六、四六五円

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託タニタ健康体重基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

堺市中区八田北町六五四番地一

破産者　岡山建設株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所堺支部平成二十四年（フ）第三九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二七二、七三一、三一九円

一、配当をすることができる金額

金三三、六三七、九二〇円

（但し、中間配当時に寄託を受けていた債権者の中間配当分金一一、九五二、二一五円を含む。）

平成二十七年十月二日

大阪市中央区北浜一丁目一番二一号第二中井ビル三階　アクト大阪法律事務所

破産管財人　平井　信二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区八本松一丁目二七番地、最後の住所仙台市太白区八本松一丁目七番二八号

被相続人　亡　猪瀬　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

仙台市青葉区一番町一丁目一七―二四　高裁前ビル五〇四　内田・篠塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠塚　功照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市美ノ郷町三成一四四二番地、最後の住所福島県郡山市片平町字新蟻塚一二八番地三

被相続人　亡　横山とみ子

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託森安広島育英基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託タニタ健康体重基金第二十一期決算公告

一、事業概要

肥満の解消や適正体重の維持に関する研究および啓発、実践活動に対する助成として八名に総額六百万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	三八、〇四六、四六五円
負債合計	〇円
正味信託財産	三八、〇四六、四六五円

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託タニタ健康体重基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

堺市中区八田北町六五四番地一

破産者　岡山建設株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所堺支部平成二十四年（フ）第三九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二七二、七三一、三一九円

一、配当をすることができる金額

金三三、六三七、九二〇円

（但し、中間配当時に寄託を受けていた債権者の中間配当分金一一、九五二、二一五円を含む。）

平成二十七年十月二日

大阪市中央区北浜一丁目一番二一号第二中井ビル三階　アクト大阪法律事務所

破産管財人　平井　信二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区八本松一丁目二七番地、最後の住所仙台市太白区八本松一丁目七番二八号

被相続人　亡　猪瀬　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

仙台市青葉区一番町一丁目一七―二四　高裁前ビル五〇四　内田・篠塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠塚　功照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市美ノ郷町三成一四四二番地、最後の住所福島県郡山市片平町字新蟻塚一二八番地三

被相続人　亡　横山とみ子

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託森安広島育英基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

公益信託タニタ健康体重基金第二十一期決算公告

一、事業概要

肥満の解消や適正体重の維持に関する研究および啓発、実践活動に対する助成として八名に総額六百万円の助成金を給付した。

二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）

資産合計	三八、〇四六、四六五円
負債合計	〇円
正味信託財産	三八、〇四六、四六五円

平成二十七年九月十一日

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

公益信託タニタ健康体重基金

受託者　みずほ信託銀行株式会社

配当公告

堺市中区八田北町六五四番地一

破産者　岡山建設株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所堺支部平成二十四年（フ）第三九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二七二、七三一、三一九円

一、配当をすることができる金額

金三三、六三七、九二〇円

（但し、中間配当時に寄託を受けていた債権者の中間配当分金一一、九五二、二一五円を含む。）

平成二十七年十月二日

大阪市中央区北浜一丁目一番二一号第二中井ビル三階　アクト大阪法律事務所

破産管財人　平井　信二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区八本松一丁目二七番地、最後の住所仙台市太白区八本松一丁目七番二八号

被相続人　亡　猪瀬　俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

仙台市青葉区一番町一丁目一七―二四　高裁前ビル五〇四　内田・篠塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠塚　功照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市美ノ郷町三成一四四二番地、最後の住所福島県郡山市片平町字新蟻塚一二八番地三

被相続人　亡　横山とみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

福島県郡山市芳賀二丁目五番二〇号浅井嗣夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松川　義行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島八丁目二二番地、最後の住所群馬県渋川市渋川三六四五番地一七あけぼのホーム　被相続人　亡　古谷　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

群馬県前橋市古市町一丁目四七番地九

相続財産管理人　山口　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市熊谷三〇七二番地、最後の住所埼玉県さいたま市西区大字中野林六五〇番地一　特別養護老人ホーム中野林ゆめの園

被相続人　亡　嶋村やす子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目二八番地　あじせんビル四階・六階

相続財産管理人　松苗　弘幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市本町五丁目一四一番地三、最後の住所埼玉県戸田市本町五丁目一三番二二号　被相続人　亡　八木橋きみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号

さいたま新都心法律事務所

相続財産管理人　弁護士　眞砂　一也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市鳩ヶ谷本町一丁目一番、最後の住所埼玉県川口市領家四丁目九番一号

被相続人　亡　鈴木　孝重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二日

さいたま市浦和区高砂二丁目九番五号さくら草ビル五〇二　みずき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀之内幸雄

第１期決算公告　平成27年10月２日

宮城県仙台市青葉区宮町３丁目５番20号

Kenseiセールスパートナー株式会社

代表取締役　中尾　充

貸借対照表の要旨（平成27年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,785
	固定資産	739
	繰延資産	292
	資産合計	3,816
負債及び純資産の部	流動負債	4,498
	固定負債	8,947
	負債合計	13,445
	株主資本金	△ 9,629
	資本剰余金	1,000
	利益剰余金	△ 10,629
	その他利益剰余金	△ 10,629
	（うち当期純損失）	(10,629)
	純資産合計	△ 9,629
	負債・純資産合計	3,816

第 36 期 決 算 公 告

平成 27 年 10 月 2 日

埼玉県新座市野火止七丁目21番23号

山陽精工株式会社

代表取締役　山下　達美

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,736
	固定資産	266,297
	合計	331,033
負債及び純資産の部	流動負債	95,887
	固定負債	157,343
	株主資本	77,803
	資本金	10,000
	利益剰余金	67,803
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	65,303
	（うち当期純利益）	(2,750)
	合計	331,033